

東社労第295号
平成23年10月25日

業務推進委員会担当副会長
統括支部長、支部長
同委員会正副委員長 各位
IT推進部会部会長、部会委員
支部電子化推進員

東京都社会保険労務士会
会長 柏木弘文
(公印省略)

離職票の交付を伴う雇用保険被保険者
資格喪失届の電子申請について（速報）

時下 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営に対し、格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記のことにつきまして、現在、厚生労働省においては、11月28日の電子申請受付開始に向け、準備が進められているところでございますが、平成23年10月12日付社労連第464号(写)にて、全国社会保険労務士会連合会より、現時点において予定されている取扱いの概要について連絡がありました。

つきましては、本内容について貴支部所属会員の皆様への周知、賜りますようお願い申し上げます。

なお、本会ホームページ（会員ページ）におきましても、登載のうえ、会員に周知することといたしますので申し添えます。

(担当：業務課 今泉)



社労連第464号

平成23年10月12日

都道府県社会保険労務士会会長 殿

全国社会保険労務士会連合会

会長 金田 修

(公印省略)

離職票の交付を伴う雇用保険被保険者資格喪失届の電子申請について (速報)

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当会の事業運営につき種々ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきましては、本年4月12日付社労連第152号により運用開始時期の延期についてご連絡するとともに、6月末より連合会ホームページにおいて電子申請受付開始日ならびに処理の流れをご案内してきたところです。

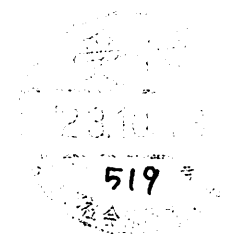
現在、厚生労働省においては、11月28日の電子申請受付開始に向けて、省令改正についての意見募集（パブリックコメント）を行うとともに、10月7日には、標記届の電子申請化に伴う一括申請に関する仕様（案）公開にかかる説明会を開催するなど、着実に準備を進めているところです。

つきましては、現時点において予定されている取扱いの概要を、別添のとおり情報提供させていただきますので、会員への周知等ご協力賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、連合会ホームページにおいても会員への周知を図るとともに、新しい情報が入り次第あらためてご連絡申し上げます。

謹白

(担当：登録・電子課 電子情報係)



雇用保険被保険者離職証明書にかかる取扱いの概要（予定）

○事業主の電子署名について

雇用保険被保険者離職証明書（以下「離職証明書」という。）について、社会保険労務士が電子申請により事業主に代わって行う場合には、当該社会保険労務士が当該事業主の提出代行者であることを証明することができるもの「提出代行に関する証明書（継続委託用）」（別紙1）を離職証明書の提出と併せて送信することをもって、当該事業主の電子署名に代えることができます。

なお、既に事業主から「提出代行に関する証明書（継続委託用）」を受領している場合は、引き続き利用することができます。

○被保険者（離職者）の電子署名について

被保険者（離職者）が離職証明書の内容について確認したことを証明することができるもの「離職証明書の記載内容に関する確認書（案）」（別紙2）を離職証明書の提出と併せて送信することをもって、当該被保険者の電子署名に代えることとなります。

ただし、何らかの理由で被保険者本人の確認が得られない場合は、その理由等を記載した別様式（※）を上記確認書に代える取扱いとするよう、現在、厚生労働省で検討されているところです。

※ 様式が確定次第、おって案内します。

○電子公文書（離職票）について

事業主および離職者に対して交付される確認通知書や離職票等については、電子公文書（PDF）により通知されることとなります。

電子申請受付開始日 平成 23 年 11 月 28 日（月）

システム移行期間 平成 23 年 11 月 23 日（水）～27 日（日）

提出代行に関する証明書（継続委託用）

平成 年 月 日

○社会保険労務士事務所名称 _____

○事務所所在地 _____

○登録番号

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

○社会保険労務士氏名 _____

私は、上記の者に、労働社会保険諸法令に基づく申請書等の提出代行事務を委託していることを証します。

また、私の署名に代わり、この証明書をもって、上記の者が提出代行して電子申請を行うことに同意します。

以上

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____ ㊟

社会保険 労務士 記入欄	この証明書は、今般の申請書等の提出に関する手続において有効であることを証します。 氏名 _____ ㊟
--------------------	--

離職証明書の記載内容に関する確認書(案)

平成 年 月 日

○事業所名称 _____

○事業所所在地 _____

○事業主氏名 _____

私は、上記事業主が提出する離職証明書の記載内容について、下記のとおり確認しました。

記

1 離職証明書の記載内容のうち、離職理由欄以外の記載内容については、事実と相違ないことを認めます。

2 事業主が記入した離職理由については、次のとおりです。

異議あり ・ 異議なし

○離職年月日 平成 年 月 日

○離職者住所 _____

○離職者氏名 _____ ㊟

○雇用保険被保険者番号

	-		-	
--	---	--	---	--

以上